

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表八(二) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本店又は主たる事務所の所在 国 名 又 は 地 域 名 所 在 地	2					
		3					
	発行済株式等の保有割合	4	%	%	%	%	%
	発行済株式等の連結保有割合	5	%	%	%	%	%
益金不算入 額の計算	支払義務確定日	6	・	・	・	・	・
	支払義務確定日 までの保有期間	7					
	剰余金の配当等の額	8	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	剰余金の配当等の額に 係る外国源泉税等の額	9	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円
	剰余金の配当等の額に 係る費用の額 (8) × 5 %	10					
	特定課税対象金額若しくは 特定個別課税対象金額又は 間接特定課税対象金額若しくは 間接特定個別課税対象金額 (別表十七(三の四)「18」)	11					
	益金不算入額 (8) - (10) + (11)	12					
合 計 (12) 欄の合計)					13	円	

別表八(二)の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第23条の2《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（法第23条の2の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「発行済株式等の保有割合4」は、内国法人が外国子会社（法第23条の2第1項に規定する外国子会社をいいます。以下同じ。）から受ける剰余金の配当等の額（同項に規定する剰余金の配当等の額をいいます。以下同じ。）の令第22条の4第1項《外国子会社の要件等》に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における同項各号に掲げ

る割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人の当該外国子会社に対する保有割合を記載します。

3 「発行済株式等の連結保有割合5」は、各連結法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその各連結法人の当該外国子会社に対する保有割合の合計を記載します。

4 「剰余金の配当等の額8」及び「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額9」の各欄の括弧の中には、外国通貨で表示した金額を記載します。

5 「剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額9」は、外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る法第39条の2《外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入》に規定する外国源泉税等の額を記載します。